

労働者派遣法施行規則の改正について

<派遣元事業主>

<派遣先>

改正点①(事業報告書)
 年1回労働局に提出する事業報告書において、日雇派遣労働者の数等の報告を義務化

改正点②(派遣先責任者)
 派遣先責任者について、労働者派遣が1日を超えない場合には選任不要であるが、選任を義務化

派遣元管理台帳

- 法第37条第1項
- 1 派遣先の氏名又は名称
 - 2 事業所の所在地その他派遣就業の場所
 - 3 労働者派遣の期間及び派遣就業する日
 - 4 始業及び終業の時刻
 - 5 従事する業務の種類
 - 6 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
 - 7 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
 - 8 その他厚生労働省令で定める事項
- 則第31条

 - 1 派遣労働者の氏名
 - 2 事業所の名称 ※派遣先の事業所名
 - 3 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
 - 4～8 26業務等に関する事項
 - 9 労働・社会保険に関する事項

改正点③-1
 労働者派遣が1日を超えない場合には作成不要であるが、作成を義務化

派遣先管理台帳

- 法第42条第1項
- 1 派遣元事業主の氏名又は名称
 - 2 派遣就業をした日
 - 3 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
 - 4 従事した業務の種類
 - 5 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
 - 6 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
 - 7 その他厚生労働省令で定める事項
- 則第36条

 - 1 派遣労働者の氏名
 - 2 事業所の名称 ※派遣元の事業所名
 - 3 派遣元事業主の事業所の所在地
 - 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事した事業所の名称及び所在地その他派遣就業をした場所
 - 4 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
 - 5～9 26業務等に関する事項
 - 10 労働・社会保険に関する事項

← 通知

- 3項目について
1. 定期的(1月1回以上)に派遣元事業主に通知
 2. 派遣元事業主から請求があった場合に通知

改正点③-3
 派遣就業をした場所、従事した業務の種類を通知事項に追加

改正点③-2
 派遣就業をした場所を記載事項に追加